

居宅介護サービス

重度訪問介護サービス

行動援護サービス

共生型訪問介護サービス

重要事項説明書

サポートセンターうさぎ

重要事項説明書

- 1.居宅介護サービス
- 2.重度訪問介護サービス
- 3.行動援護サービス
- 4 共生型訪問介護サービス

第1章 事業者および事業所の概要

第1条（事業者の概要）

- 1 法人名 : 合同会社 行信
- 2 法人所在地 : 沖縄県沖縄市泡瀬四丁目38番7号
- 3 代表者 : 伊覇 勇二
- 4 設立 : 平成23年3月14日

第2条（サービスを提供する事業所の概要）

事業所名	サポートセンター うさぎ
所在地	沖縄県沖縄市泡瀬四丁目38番7号 YAMAICHI ビル1階
電話番号・FAX番号	TEL : 098-911-4530 FAX : 098-911-4530

第2章 総 則

第3条（運営の方針と目的）

〈目的〉

合同会社 行信が設置するサポートセンターうさぎ において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護・行動援護サービス、及び介護保険法に基づく共生型訪問介護の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護、指定行動援護、指定共生型訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

〈方針〉

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般の援助を行います。
- (2) 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者に必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めます。
- (3) 事業所は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する利用者が、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等が行動する際に必要な援助を行います。

(4) 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域の結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との綿密な連帯に努めます。

(5) その他関係法令を遵守します。

第4条（営業日および営業時間）

営業日	月曜日～金曜日 ＜国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日は休業）＞
営業時間	午前9時～午後6時
サービス提供時間	365日24時間（24時間常時連絡が可能な体制です）
事業の実施地域	・沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・西原町・中城村 ・北中城村・読谷村・嘉手納町

第5条（同事業所の職員体制）

当事業所の従業者の職種、職務内容等は、次のとおりです。

職種及び員数	職務内容
管理者 常勤兼務 1名	従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
サービス提供責任者 常勤兼務 4名	① 別支援計画書等の作成及び変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行います。 ② お客様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、お客様に関する情報の共有等、他事業者等との連携を図ります。 ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、お客様の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。 ④ 訪問介護員の業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します
訪問介護員 常勤兼務 2名 非常勤兼務 17名	① 別支援計画書等に基づきサービスを提供します。 ② サービス提供後、サービス提供日、内容、お客様の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。

第3章 サービス内容

第6条（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

1 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- (5) 難病対象者（18歳未満の者を含む）

- 2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。
 - (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - (2) 障害児（18歳未満の身体障害者のみ）
- 3 指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。
 - (1) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
 - (2) 障害児（18歳未満の身体障害者のみ）
 - (3) 精神障害者
- 4 指定共生型訪問介護について、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修修了者等が行うサービス提供の対象者については次の通りとする。
 - (1) 身体障害者（65歳になるまで当事業所を利用していた者）
 - (2) 知的障害者（65歳になるまで当事業所を利用していた者）
 - (3) 精神障害者（65歳になるまで当事業所を利用していた者）
 - (4) 難病対象者（65歳になるまで当事業所を利用していた者）

第7条（サービス区分およびサービス内容）

- 1 サポートセンターうさぎは、下記のサービス内容の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

<身体介護>

- ・食事介護
- ・服薬確認
- ・入浴介護
- ・移動、移乗介護
- ・その他必要な身体介護
- ・体位変換
- ・衣服の着脱介護
- ・身体の清拭介護
- ・排せつ介護

<家事（生活）援助>

- ・買い物（生活必需品）
- ・調理
- ・洗濯
- ・環境整備・換気
- ・布団干し・ベットメイク
- ・住宅の掃除・整理整頓
- ・薬の受け取り
- ・その他必要な家事

<通院等介助>

- ・通院等のための身支度、屋内外の移動介助、通院先での受診等の手続き等。

<重度訪問介護>

- ・身体介護と家事援助及び生活全般のわたる見守り等の支援、外出時における移動中の介護。

<行動援護>

- ・知的障害又は精神障害により著しい困難を有する障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者が行動する際の必要な援助を行います。

第8条（禁止行為）

- 1 サービス提供にあたって次の行為は行いません。
 - (1) 医療行為（※但し、家族の同意により医師、看護師のもと研修を行い、サービスを実施することができる）
 - (2) お客様及びご家族の預貯金の引き出しや預け入れ等金銭の取扱い
（家事援助として行う買い物等に伴う1万円以下の金銭の取り扱いは可能です）
 - (3) お客様及びご家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - (4) 「ご本人の支援」に該当しないもの
（家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主としてお客様が使用する居室以外の掃除、来客の対応（お茶の手配等）、自家用車の洗車等）
 - (5) 「日常生活の援助」に該当しないもの
（庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓

- のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等)
- (6) タクシー代わりとしての利用 (送迎のみの移動、本人以外の同乗) ※本人以外保証できないため。
- (7) お客様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (8) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(お客様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (9) お客様又はご家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

第4章 利用料金

第9条 (利用者負担額)

利用料金表として別途添付する。

第10条 (その他の費用)

- お客様は、サービス従事者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- サービスの利用料金には下記の加算がされます。

< 初回加算 >

料 金	2000 円	契約月の初回訪問時、サービス提供責任者自ら又は同行して訪問を行います。
利用者負担額	200 円	

< 緊急時対応加算 >

料 金	1000 円	1回につき(1月2回まで)
利用者負担額	100 円	

< 上限管理加算 >

料 金	1500 円/月	お客様の依頼により、お客様及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
利用者負担額	150 円/月	

< 処遇改善加算 I >

27.4 % (居宅介護)		< 特定処遇改善加算 >
20.0 % (重度訪問介護)		5.5% (居宅介護)
23.9 % (行動援護)		7.0% (重度訪問介護)
		7.0% (行動援護)

< 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 >

居宅介護	: 加算 I	4.5%	サービスごとの総単位数に左記を加算させていただきます。
重度訪問介護	: 加算 I	4.5%	
行動援護	: 加算 I	4.5%	

< 特定事業所加算 >

居宅介護	: 特定事業所加算 (II)	10%	サービスごとの総単位数に左記を加算させていただきます。
重度訪問介護	: 特定事業所加算 (I)	20%	
行動援護	: 特定事業所加算 (I)	20%	

1. 障害福祉サービス対象のサービスにおける利用者負担額は「受給者証」の記載内容に基づき、市区町村が定めた額とします。
 2. 障害福祉サービス対象のサービスにおける利用者負担額は、市町村が上限を決めています。そのため、サービスのご利用状況により、サポートセンターうさぎ への月々の利用者負担額は変わることがあります。
 3. お客様の身体的理由等により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供することになった場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。
 4. サポートセンターうさぎ が市町村から代理受領した給付費の額については、お客様に通知します。
 5. サービスの利用には、消費税はかかりません。
(その他サービスを希望される場合は、別途消費税を頂きます。)
 6. お客様が他の市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることがありますので、あらかじめ本事業所までご連絡をお願いします。
 7. サポートセンターうさぎ が給付費を代理受領しない場合は、厚生労働大臣が定める支援費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、お客様に「サービス提供証明書」を交付します。
- ※償還払い：事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合は、お客様に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます)
8. 病院への通院の際、当事業所の車両の利用を希望される場合利用1回につき100円の料金をお支払頂きます(特定旅客自動車運送法の届に基づく)

第11条 (交通費)

1. サービス従事者がお客様宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、第4条に記載するサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。
2. 家事援助に係る買い物等により発生する、お客様宅から目的地までの往復の公共交通機関交通運賃等の費用はご負担いただきます。

第5章 サービスの中止・変更・追加

第12条 (サービスのキャンセル)

1. お客様がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、前日の午後(17時)までにサポートセンターうさぎ にご連絡ください。やむを得ない場合は、当日のキャンセルも受け付けます。
2. お客様の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用前日の午後(17時)までにご連絡ください。前日午後17時以降の中止については、次のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。
3. キャンセル料は、1ヵ月ごとの利用者負担金の支払いと合わせてお支払いいただきます。

ご連絡いただいた時間	キャンセル料
サービス利用予定前日の17時までに連絡	無 料
サービス利用予定前日の17時以降の連絡	利用者負担相当料

第13条 (サービスの変更・追加)

1. 当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することができます。但しサービス従事者の調整が必要な為3日前までにご連絡ください。

2. サポートセンターうさぎ は、お客様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービスの提供ができないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご提案するほか、他事業者を紹介するなど必要な調整をいたします。

第6章 お支払方法・サービス利用についての留意事項

第14条（お支払い方法）

- 1 サービス利用料金については、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、サポートセンターうさぎが定める期日までにお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。
- 2 お支払方法は集金袋又は、サポートセンターうさぎ が指定する銀行口座への振込みのいずれかです。
- 3 支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

第15条（サービス利用についての留意事項）

- 1 サービスの実施に関する指示および依頼は、全てサポートセンターうさぎのサービス提供責任者が行います。ただし、お客様の事情・意向等に十分配慮します。
- 2 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので予めご了承ください。
- 3 サービス提供にあたっては、複数のサービス従事者が交代して行います。
- 4 住所、利用者負担額または支給量等「受給者証」記載内容の変更があった場合は、速やかにサービス従事者にお知らせください。また、サービス従事者が受給者証の確認をさせていただく場合にはご提示ください。
- 5 予定されていたサービスの実施ができない場合において、お客様の同意を得て、サービス日時の変更を行う場合がありますのでご了承下さい。

第16条（居宅介護サービス、重度訪問介護サービスの定義）

- 1 居宅介護とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。
- 2 重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいいます。

第17条（個別支援計画書等）

- 1 サポートセンターうさぎは、市町村が決定した支給量(受給者証に記しています)と、お客様の意向や心身・生活状況を踏まえて、個別支援計画書等を作成します。
- 2 個別支援計画書等には、具体的なサービス内容や利用者に対するサービスの実施日などを記載します。また、その作成にあたっては、その内容についてお客様またはご家族に対して説明し、同意を得るものとします。
- 3 サービス提供にあたっては、個別支援計画書等に沿って計画的に提供します。
- 4 個別支援計画書等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

第18条（虐待防止に関する事項）

- 1 サポートセンターうさぎ は、お客様の人権及び擁護・虐待の防止等のため、次の処置を講ずるよう努めるものとします。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置をします。

虐待防止責任者： 管理者： 松田 勝也

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制の整備をします。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施をします。

第7章 守秘義務

第19条 (守秘義務)

サービス従事者が業務上知り得たお客様及びご家族の個人情報、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らすことはありません。なお、この守秘義務は、従事者退職者および契約終了後も同様です。

第20条 (個人情報の使用・提供または同意に関する注意事項)

- 1 第19条にかかわらず、サポートセンターうさぎ及びサービス従事者は、その業務上知り得たお客様及びご家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- 2 職員は、その業務上知り得たお客様等及びご家族の秘密を保持します。
- 3 業務上知り得たお客様とご家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、お客様等及びご家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によりお客様等及びご家族の同意を得るものとします。
- 5 個人情報の使用、提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。(別紙同意書あり)

第8章 事故発生時・緊急時対応

第21条 (事故発生時・緊急時対応)

- 1 サービスの提供中にお客様の容態の変化または事故が発生した場合は、主治の医師、救急隊、親族、市区町村等へ連絡して速やかに必要な措置を講じます。
- 2 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い再発防止に努めます。また万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しております。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行います。

【緊急連絡先】

ご家族等	氏名 (続柄)	
	電話番号	
	氏名 (続柄)	
	電話番号	
主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	電話番号	
事業者等 その他	事業者名	
	電話番号	

(1) 保険会社名

施設賠償保険・生産物賠償保険・受託者倍賞保険へ加入しております。
保険会社は大同火災海上保険株式会社です。

(2) 損害賠償保険の内容

- <身体> ・ 1人につき1億円
- <事故> ・ 1事故につき1億円 (免責5万円)
- <財物> ・ 1事故につき1,000万円 (免責1万円)
- <受託物> ・ 1事故につき100万円 (免責5万円)

第9章 連携

第22条 (連携)

- 1 サポートセンターうさぎ は、サービスを提供するにあたり、お客様もしくはご家族に対して適切は指導を行うとともに、他の居宅介護事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第10章 相談・苦情・要望等の窓口

第23条 (サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

- 1 サービスに関する相談、苦情および要望等 (以下「相談」という。) については、下記の窓口にて対応いたします。ご相談については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨みます。

【サービス提供事業所相談窓口】

相談窓口担当者名	松田 勝也
相談・受付時間	9時～18時 (休業日を除く)
電話番号	098-911-4530

【サポートセンターうさぎ 以外の相談窓口】

※受付時間：9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

沖縄市役所 健康福祉部 障がい福祉課	TEL：098-939-7894 FAX：098-939-7739
うるま市役所 福祉部障がい福祉課	TEL：098-973-5452 FAX：098-973-5117
北谷町役場 社会福祉課	TEL：098-936-1234 (内235) FAX：098-936-7474
宜野湾市役所 障がい福祉課自立支援係	TEL：098-893-4411 (内163、164) FAX：098-893-4490
西原町役場 介護支援課障害支援係	TEL：098-945-5013 FAX：098-944-6551
北中城村役場 福祉課社会福祉係	TEL：098-935-2233 (内255) FAX：098-935-3488
中城村役場 福祉課	TEX：098-895-2131 FAX：098-895-4712
読谷村役場 生活福祉部福祉課	TEL：098-982-9200 FAX：098-982-9202
嘉手納町役場 福祉課	TEX：098-956-1111 (内120～129) FAX：098-956-9508
沖縄県子ども生活福祉部 中部福祉事務所 地域生活班	TEX：098-989-6603 FAX：098-938-9789

【沖縄県福祉サービス運営適正化委員会窓口】

委員会	受付窓口	沖縄県福祉サービス運営適正化委員会
	相談・受付時間	月曜～金曜 9：00～17：00（祝祭日・年末年始除く）
	住所	沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟 4 階
	電話番号	TEL 098-882-5704 FAX 098-882-5714

第 1 1 章 その他

第 2 4 条（サービス実施についての記録）

1. サポートセンターうさぎ は、お客様に対するサービスの実施について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様または介護者等による確認を受けるものとします。
2. 作成した個別支援計画書等またはサービス実施記録は、サービス提供日から 5 年間保管し、お客様もしくは代理人の請求に応じてこれを開示し、またはその写しを交付します。（それに際して必要な複写料などの諸費用は、お客様の負担となります。）
- 3 必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。
- 4 サポートセンターうさぎは、お客様が介護給付支給申請を円滑に行えるよう援助します。

本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 沖縄市泡瀬四丁目 3 8 番 7 号
 事業者名 合同会社 行信
 代表社員 伊覇 勇二 印
 事業所 住 所 沖縄市泡瀬四丁目 3 8 番 7 号 YAMAICHI ビル 1 階
 事業所名 サポートセンター うさぎ
 管 理 者 松田 勝也

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、（居宅介護サービス・重度訪問介護サービス・行動援護サービス・共生型訪問介護サービス）の提供開始に同意します。

お客様 住 所
 氏 名 _____ 印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名・押印を行いました。

契約者との関係 _____

署名代行理由 _____

署名代行者住所 _____

署名代行者氏名 _____ 印

身体介護	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
	30分未満	¥2,550	¥255
	30分以上1時間未満	¥4,020	¥402
	1時間以上1時間30分未満	¥5,840	¥584
	1時間30分以上2時間未満	¥6,660	¥666
	2時間以上2時間30分未満	¥7,500	¥750
	2時間30分以上3時間未満	¥8,330	¥833
3時間以上	¥916 に30分毎に ¥83 を加算		

家事援助	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
	30分未満	¥1,050	¥105
	30分以上45分未満	¥1,520	¥152
	45分以上1時間未満	¥1,960	¥196
	1時間以上1時間15分未満	¥2,380	¥238
	1時間15分以上1時間30分未満	¥2,740	¥274
1時間30分以上	¥309 に15分毎に ¥35 を加算		

通院等介護（介護有）	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
	30分未満	¥2,550	¥255
	30分以上1時間未満	¥4,020	¥402
	1時間以上1時間30分未満	¥5,840	¥584
	1時間30分以上2時間未満	¥6,660	¥666
	2時間以上2時間30分未満	¥7,500	¥750
	2時間30分以上3時間未満	¥8,330	¥833
3時間以上	¥916 に30分毎に ¥83 を加算		

通院等介護（介護無し）	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
	30分未満	¥1,050	¥105
	30分以上1時間未満	¥1,960	¥196
	1時間以上1時間30分未満	¥2,740	¥274
1時間30分以上	¥343 に30分毎に ¥69 を加算		

	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
重 度 訪 問 介 護	1 時間未満	¥1,850	¥185
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	¥2,750	¥275
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	¥3,670	¥367
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	¥4,580	¥458
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	¥5,550	¥555
	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	¥6,400	¥640
	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	¥7,320	¥732
	4 時間以上 8 時間未満	¥817に30分毎に¥87加算	
	8 時間以上 1 2 時間未満	¥1,497に30分毎に¥85加算	
	1 2 時間以上 1 6 時間未満	¥2,172に30分毎に¥80加算	
	1 6 時間以上 2 0 時間	¥2,818に30分毎に¥86加算	
	2 0 時間以上 2 4 時間未満	¥3,500に30分毎に¥80加算	
	移 動 支 援 加 算	サービス実施時間	利用料
1 時間未満		¥1,000	¥100
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満		¥1,250	¥125
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満		¥1,500	¥150
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満		¥1,750	¥175
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満		¥2,000	¥200
3 時間以上		¥2,500	¥250

	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額（一割）
行 動 援 護	1 時間未満	¥1,850	¥185
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	¥2,750	¥275
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	¥3,670	¥367
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	¥4,580	¥458
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	¥5,550	¥555
	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	¥6,400	¥640
	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	¥7,320	¥732
	4 時間以上 8 時間未満	¥817に30分毎に¥87加算	
	8 時間以上 1 2 時間未満	¥1,497に30分毎に¥85加算	
	1 2 時間以上 1 6 時間未満	¥2,172に30分毎に¥80加算	
	1 6 時間以上 2 0 時間	¥2,818に30分毎に¥86加算	
	2 0 時間以上 2 4 時間未満	¥3,500に30分毎に¥80加算	

共生型訪問介護

身体介護 中心型	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額(一割)
	20分未満	¥1,670	¥167
	20分以上30分未満	¥2,500	¥250
	30分以上1時間未満	¥3,960	¥396
	1時間以上1時間30分未満	¥5,790	¥579
	以降30分毎に	¥840	¥84加算
生活援助加算(身体介護に引続き生活援助を実施)		25分毎に¥67加算	

生活援助 中心型	サービス実施時間	日中帯	
		利用料	自己負担金額(一割)
	20分以上45分未満	¥1,830	¥183
45分以上	¥2,250	¥225	

※ 利用者負担額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100

※ 重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100

☆ 前記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、個別支援計画書に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいた利用料です。

☆ サービス提供時間区分

・早朝帯 午前6時～午前8時

・日中帯 午前8時～午後6時

・夜間帯 午後6時～午後10時

・深夜帯 午後10時～午前6時

☆ 通常の時間帯(日中帯)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・早朝帯にサービス実施 25%加算

・夜間帯にサービス実施 25%加算

・深夜帯にサービス実施 50%加算